

一戸町告示第 152 号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同条第 6 項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 21 日

一戸町長 小野寺 美 登

